

## 第 9 回講義予習課題

助教授 濱本 正太郎

### 注意すべき問題

#### 11.1 Traditional Law

##### 11.1.1 General

- ・制裁と自国利益保護のための武力行使との間に substantial difference がなかった、というのはどういう意味か。

##### 11.1.2 Classes of Enforcement Measures

- ・法的に違いのある区別は？
- ・ただ記述の便宜から分類しただけの区別は？

##### 11.1.3 Forcible Intervention

- ・どのように正当化されていたか
- ・Caroline 号事件を要約する

##### 11.1.4 Reprisals

- ・定義は？
- ・reprisal に関する規則が武力干渉の違法性を前提とする、ということの理由は？

##### 11.1.5 War

- ・15 章を読まなければわからないことがいくつかあるので、理解できなくても気にしないように。

#### 11.2 New Trends Following the First World War

- ・新たな傾向を箇条書きでまとめる

#### 11.3 Enforcement of International Rules in Modern International Law

- ・二つの特徴を整理
- ・sanction と counter-measure との違いは？

### 11.3.1 Counter-measures

- ・定義は？
- ・「一般的要件」を整理する
- ・その(2)は非現実的ではないか？
- ・国連国際法委員会(ILC)の国家責任条文 49 条 ~ 54 条を参照せよ Cassese の教科書に引用されている条文は旧草案のものであり、条文番号は 2001 年条文 ( 条約集に掲載されているもの ) に対応しない。

#### 11.3.1 (a) Limitations on counter-measures

- ・ (i) ~ (v) の要点を整理
- ・ (ii) の観点から、「北朝鮮が拉致問題で誠実な対応をしない限り、経済制裁をかけよ」という立場を考えてみよう。「北朝鮮に対する経済制裁は、結局のところ、北朝鮮の人々を、金正日体制から遠い順に飢えさせていくことになるだけだ。したがって、経済制裁はすべきでない」という議論に反論は可能か？ その際、以下の 11.4.2 の記述も考慮すること。
- ・ (v) について、Air Service Agreement 判決が言っていることの意味は？

#### 11.3.1 (b) Counter-measures and aggravated State responsibility

- ・ ILC 条文(2001 年)の 48 条、54 条と読み比べてみる

### 11.3.2 Can National Courts Enforce International Law?

- ・ かなり込み入った議論である。特に “Probably a balanced solution...” から始まる段落に注意しながら、この節を要約してみよう。

## 11.4 Sanctions

### 11.4.1 General

- ・ 定義は？
- ・ 経済制裁などの「平和的 (= 非武力的)」制裁の目的二つを整理

### 11.4.2 Sanctions and Respect for Human Rights

## 11.5 Retortion

- ・ counter-measure との違いは？

## 用語

- p. 232 reprisal 復仇
- p. 233 a Convention adopted by the Hague Peace Conference (in 1899)  
開戦二関スル条約(1907年)の誤りか？
- p. 233 the 1899 Hague Convention, which was restated in 1907  
= 陸戦ノ法規慣例二関スル条約
- p. 233 the Covenant of the League of Nations 国際連盟規約
- p. 233 the Kellogg-Briand Pact of 1928 不戦条約
- p. 233 the Hague Convention II of 1907 いわゆるドラゴ・ポーター条約
- p. 234 the UN collective security system 国連の集団安全保障システムについては、第13章・第14章で学ぶ
- p. 234 counter-measures 対抗措置
- p. 236 the 1970 UN Declaration on Friendly Relations 友好関係原則宣言
- p. 237 the two 1966 UN Covenants = 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、ならびに、市民的及び政治的権利に関する国際規約

## 事例・裁判例

- p. 231 Caroline 号事件 田岡良一『国際法上の自衛権』(勁草書房、補訂版、1981年) 森肇志「Caroline号事件における『自衛権』の機能」社会科学研究(東大)50巻6号(1999年)
- p. 232 Naulilaa 判例集 88A
- p. 234 Air Service Agreement 判例集 90
- p. 236 Nicaragua 判例集 118
- p. 236 Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons 判例集 124
- p. 238 the Gabcíkovo-Nagymaros Project 判例集 85
- p. 239 最終行の nationalization に関する日本の国内裁判例として、判例集 55B 参照
- p. 240 Shimoda 判例集 120 Cassese は少し誤解している？
- p. 240 Sabbatino 松井芳郎「サバチーノ事件」国際法外交雑誌 67巻2号(1968年)
- p. 241 Letelier 水島朋則「不法行為訴訟における国際法上の外国国家免除(一)(二・完)」法学論叢 151巻6号、152巻3号(2002年)

## 参考文献

- 松井芳郎「国際法における『対抗措置』の概念」法政論集(名古屋大学)154号(1994年)
- 中谷和弘「国家の国際犯罪に対する対抗措置の分析」法学教室 161号(1994年)
- 萬歳寛之「対外的義務違反に対する責任追及」早稲田法学会誌 52号(2002年)